記者発表資料

令和　８年１１月　９日

件　　名	令和８年度介護保険料の賦課誤りについて
内　　容	令和８年度の介護保険料の算定において、本市で使用している介護保険システムにおいて、一部の被保険者の介護保険料が本来より過大に算定されていることが判明しましたので、次のとおり公表します。 １　概要 令和７年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が５５万円から６５万円に引き上げられました。 これに伴い、令和８年度の介護保険料については、税制改正による影響を生じさせないため、改正前の基準で算定する特例措置が設けられました。 本市では、この特例措置に対応するため介護保険システムを改修し、令和８年度の介護保険料を算定しました。その後、システム改修を委託した事業者からの報告により、所得計算における所得控除の引上げ額の取扱いに誤りがあったことが判明しました。 ２ 影響の範囲 対象者４名（総額３６，７２０円） ３ 今後の対応 対象となる４名の方には、個別に謝罪及び内容説明を行い、還付または納付額の変更を行います。 ４ 再発防止策 今後は、法改正時には改正点等正確に把握し、システム委託業者との情報共有を行いながら、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。
問い合わせ	柳井市健康福祉部高齢者支援課 担当：藤井、木森 ＴＥＬ：０８２０（２２）２１１１　内線１８６ ＦＡＸ：０８２０（２３）７５６６ 連絡先・担当者名等を記載してください。